

IAS21 における機能通貨決定方法の特徴と問題点

— 投資持株会社の機能通貨決定をめぐる議論を手掛かりとして —

The Issues of Determining the Functional Currency under IAS21
— With Reference to a Case of Investment Holding Companies —

井上 定子*

Sadako Inoue

IAS21 の示す決定方法（指標や過程）では、投資持分会社の機能通貨の帰属を明確にできないため、多様な実務および問題が観察されるとして、IFRIC にこの種の企業に対する指針を提供する旨の要請があった。しかし、IFRIC はこの問題をアジェンダに追加せず、そのまま IAS21 を適用するとした。この一連の議論を手掛かりに、IAS21 の機能通貨決定方法がもつ問題点と IFRIC の対応がもたらす問題点を検討した。

キーワード：機能通貨の決定、投資持分会社、IFRIC、IAS21、外貨換算会計

I. はじめに

現行の外貨換算会計基準である国際会計基準 (IAS) 第 21 号「外国為替レート変動の影響」(IASB [2003] ¹⁾) は、2003 年に国際会計基準審議会 (IASB) より改訂され、機能通貨アプローチが採用された。このアプローチは機能通貨という概念を用いて対象企業の経済状況を表わし、この通貨の選択結果により適用される換算方法と換算差額の処理方法を決定する換算アプローチである。そのため、企業の機能通貨を決定することは、機能通貨アプローチにおいてその後の会計処理（換算方法と換算差額の処理方法）を左右する重要な過程となる。

ところが、2010 年にこの IAS21 における機能通貨の決定に関して、実務上の問題が広く生じているという指摘が IASB の国際財務報告基準解釈指針委員会 (IFRIC) ²⁾ に寄せられた。具体的には、IAS21 では投資持株会社の機能通貨を決定する際の指標がなく、適用上多様性を生じていることに対して指針を提供することを IFRIC に要請するものであった。そこで IFRIC は、2 回にわたる会議でその問題をアジェンダとして取りあげるかどうかの検討を行ったが、結果としてアジェンダとして追加しないという結論を出した。しかしながら、この IFRIC の対応に対して不満の声も存在している ³⁾。

そこで本稿では、この IFRIC における投資持分会社の機能通貨の決定に関する議論を手掛かりとして、IAS21 における機能通貨決定方法の特徴とその問題点について明らかにするとともに、IFRIC の対応が今後どのような問題を引き起こす可能性があるのかについて検討することを目的とする。まず、IAS21 が採用した機能通貨アプローチについてその手続および機能通貨の決定方法について概観する。次に、IASB が IAS21 を改訂する際に参考とした 2 つの公表物を取りあげ比較をすることから、IAS21 の機能通貨決定方法の特徴を明らかにする。最後に、IFRIC における投資持分会社の機能通貨決定をめぐる議論の考察結果を踏まえて、IAS21 の機能通貨決定方法の問題点を検討するとともに、IFRIC の対応について検討する。

II. IAS21 の機能通貨アプローチ

本節では、2003 年改訂の際に IAS21 において採用された機能通貨アプローチについて、その換算手続および機能通貨の決定方法を概観する。

1. IAS21 の換算手続

IAS21 において採用された機能通貨アプローチとは、機能通貨を中心として 2 つの換算方法（テンポラル法とカレント・レート法）を併用する換算アプローチである。「機能通貨」⁴⁾とは、企業が事業活動を行う主たる経済環境の通貨－企業が主に現金を創出し支出する環境の通貨－をいい、「表示通貨」とは財務諸表の表示に用いられる通貨をいう（IASB [2003] ¹⁾ pars.8-9）。

IAS21 は、企業の財務諸表に外貨建取引および在外における営業諸活動を取り込む方法と、財務諸表を表示通貨に換算する方法を規定することを基準の目的として掲げ、どのような為替レートをを用いて換算を行うのか、そして為替レート変動の影響を財務諸表上にいかに計上するのかを主な論点としてあげている（IASB [2003] ¹⁾ pars.1-2）。このように目的と主要論点を述べた上で、機能通貨概念を中心に据えた一連の換算手続を規定する。まず、独立した個別企業、在外事業活動体（子会社や支店）、または在外事業活動体を抱える企業（親会社や本店）のいずれに属するかにかかわらず、すべての企業は財務諸表を作成する際に提示された判断規準に基づいて機能通貨を決定することが要請されている。次に、外貨建または外貨表示項目は機能通貨へと換算されること、そしてその影響額を報告することが要請されている（IASB [2003] ¹⁾ pars.9-11,17-18）。

具体的に、外国通貨で表示し外国通貨で決済される外貨建取引の換算について IAS21 では、次のような規定を行っている。外貨建取引を機能通貨で当初認識する場合、原則取得日レート（HR）により換算されるが、実務上の配慮からその近似レートとして平均レート（AR）の適用も容認されている。当初認識後、決算日毎に外貨建項目のうち、貨幣性項目は決算日レート（CR）によって換算・報告される。また、歴史的原価で記録されている非貨幣性項目は HR によるが、その項目が公正価値で測定・記録されている場合は CR によって換算・報告されることになる。その結

果生じる換算差額はその期の損益として処理される（IASB [2003] ¹⁾ pars.20-23,28）。

在外事業活動体の外貨表示財務諸表の換算については、次のように規定する。報告企業（親会社や本店など）の表示通貨と機能通貨が同じである在外事業活動体の外貨表示財務諸表を機能通貨へと換算する際には、外貨建取引の決算日における換算・報告と同様の換算方法（テンポラル法）が用いられ、この換算から生じる換算差額も外貨建取引の場合と同様にその期の損益として処理される（IASB [2003] ¹⁾ par.34）⁵⁾。また、企業はいかなる通貨（または複数の通貨）でも財務諸表を表示することができるとし、表示通貨が機能通貨と異なる場合についてかかる経営成績と財政状態を表示通貨に換算する手続（換算方法と換算差額の処理）について規定する。機能通貨と表示通貨が異なる場合、全資産・負債項目はCRで換算し損益項目はHR（あるいはAR）で換算を行う、すなわちカレント・レート法の適用が要請⁶⁾されるとともに、この換算から生じる換算差額は株主持分として処理されることが要請されている（IASB [2003] ¹⁾ pars. 38-44）。以上にみたIAS21における一連の換算手続を図示したものが、図1である。

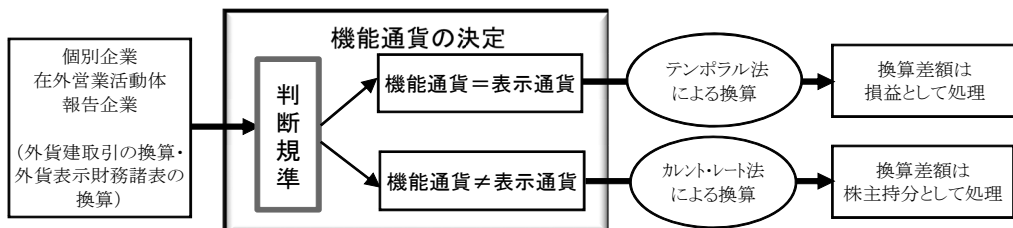


図1. IAS21における換算手続

図1から明らかなように、機能通貨アプローチとは、機能通貨を用いることから換算企業対象の置かれている経済状況を把握し、その状況に応じた換算方法および換算差額の処理方法により会計処理を行う換算アプローチである。また、機能通貨の決定という過程が、このアプローチの最初のステップであるとともに、それ以降の具体的な会計処理（換算方法と換算差額の処理方法）を規定する重要な過程であることがわかる。以下、この機能通貨の決定がIAS21においてどのように行われているのかについて概観する。

2. 機能通貨の決定要因および方法

上述したように、IAS21の定義によれば、機能通貨とは、企業が事業活動を行う主たる経済環境の通貨をいう。そして、この主たる経済環境とは、通常企業が主に現金を創出し支出する環境をいう。そこで、IAS21では、機能通貨を決定する判断規準として次のような三段階の要因に区分した8つの指標を明示する（IASB [2003] ¹⁾ pars.8-11）。

まず、第一要因として次の2つの指標をあげる (par.9)。

- (a) 次の通貨が機能通貨となる
 - i) 財貨および役務の販売価格に大きく影響を与える（これはしばしば財貨や役務の販売価格が表示され、決済されるとき通貨となる）通貨
 - ii) 競争力および規制が財貨と役務の販売価格を主に決定することになる国の通貨
- (b) 労務費、材料費または財貨や役務を提供するためのその他の原価に主に影響を与える通貨（これはしばしば当該原価が表示され、決済されるとき通貨となる）

第二要因、つまり機能通貨となる証拠を提供する指標として、次の2つをあげる (par.10)

- (a) 財務活動（負債性金融商品や持分性金融商品の発行）により資金が創出されるとき通貨
- (b) 事業活動からの受取金額が通常、留保される通貨

最後に、追加要因、つまり在外事業活動体の機能通貨を決定するとき、その機能通貨が報告通貨のものと同じかどうかを判断するときに考慮する指標として、次の4つをあげる (par.11)

- (a) 在外事業活動体の活動がかなりの程度自主性をもって営まれているのではなく、報告企業の延長線上で営まれているかどうか。延長線上で営まれている例としては、在外事業活動体が報告企業から輸入した財貨のみを販売し、その受取金を報告企業に送金することにとどまる場合がある。自主性をもって事業活動を行う例としては、事業活動自体が実質的に現地通貨で、現金およびその他の貨幣性項目を蓄積し、費用を発生させ、収益をあげ、借入の手配を行う場合がある。
- (b) 報告企業との取引が、在外事業活動体の活動において占める割合が高いか低いか。
- (c) 在外事業活動体からのキャッシュ・フローが、報告企業のキャッシュ・フローに直接影響を与え、すぐに送金できるようになっているかどうか。
- (d) 在外事業活動体の活動から生じるキャッシュ・フローが、報告企業が活用できる資金がなくても、既存のあるいは通常予想される債務の返済に十分かどうか。

このように、IAS21では機能通貨を決定する指標として、合計8つの指標を明示するが各指標には優先順位が付けられている。つまり、第一要因としてあげられた2つの指標が、他の第二要因と追加要因としてあげられた6つの指標よりも優先することが明示されている。つまりIAS21において示された機能通貨を決定する判断規準は、階層化されているのである。なお、この指標が絡み合い、機能通貨が明らかとならない場合、経営者は基本となる取引、事象および状態の経済的効果を最も忠実に表わす機能通貨を決定するために「判断 (judgment)」を行使しなければならない (IASB [2003] ¹⁾ par.12)。

Ⅲ. 機能通貨の決定方法の特徴

IAS21の換算手続の核となる機能通貨の概念とその決定要因については、IAS21が2003年に改訂される3年前に、すでにSICによる解釈指針書第19号(SIC19)「報告通貨—IAS21 および IAS29 による財務諸表の測定および表示」(SIC [2000]⁷⁾)において取りあげられており、ここでの内容はIAS21を改訂する際に盛り込まれた(IASB [2003]¹⁾ par.IN7)。さらに遡れば、機能通貨は1981年に米国財務会計基準審議会(FASB)の財務会計基準書(SFAS)第52号「外貨換算」(FASB [1981]⁸⁾)において最初に提案され採用された概念である。SFAS52においても機能通貨の決定要因が明示されている。IAS21は改訂の際にSIC19とSFAS52の双方の決定要因を参考として上述の階層化された9つの指標を明示している(IASB [2003]¹⁾ par.BC5)。そこで、本節では、SIC19とSFAS52における機能通貨概念とその決定要因について整理を行い、それら両者の決定要因とIAS21の決定要因との比較を通じて、IAS21における機能通貨の決定方法の特徴を明らかにする。

1. SIC19における機能通貨の決定要因

2000年にSICによりIAS21の関連解釈指針書としてSIC19が公表された。SIC19は、旧IAS21(1993年改訂)において報告通貨が財務諸表の表示に使用される通貨として定義されているものの、この報告通貨には財務諸表の会計上の測定にも深く関わっていることから、報告通貨という用語を明確に区分するために公表された解釈指針である(SIC [2000]⁷⁾ pars.1-2)。SIC19では、財務諸表の測定のための通貨を「測定通貨」として、財務諸表の表示のための通貨を「表示通貨」として定義を行った(SIC [2000]⁷⁾ par.3)。この測定通貨は、後にSFAS52の機能通貨と類似する概念であることから、2001年11月の第7回IASB会議において機能通貨に置き換えられることになり、2003年改訂のIAS21へと引き継がれた(山田 [2002]⁹⁾、IASB [2003]¹⁾ par.IN6)。そのため、以下これらを区別せず機能通貨として記述することにする。

SIC19では、機能通貨は、企業に関して有用でかつその基礎にある事象および状況の経済的実質を表わす情報を提供しなければならないとする。そして、例えば日本円が企業(在外事業活動体を含む)の広範囲において使用され、またはその企業に重要な影響力をもつ場合、そして、日本円を財務諸表項目の測定に使用することが適切であると思われる場合として、次のような状況が考えられるとする(SIC [2000]⁷⁾ Appendix A)。

1. 購入資金は、主に日本円による財務活動(例えば、借入および持分証券の発行)から調達する。
2. 事業活動からの収入は、通常日本円で留保される(または選択あるいは他の方法により日本円に交換される)
3. 財貨および役務の販売価格
 - (a) 日本円建てでかつ日本円で決済される(または日本円以外の通貨建ての場合、販

売価格は、日本円に対する為替レート変動に対応し容易に変化する)。

(b) 主に日本国内での競争力および政府規則を参考に決定される。

4. 財貨または役務の労務費、材料費およびその他の原価は、日本円で表示され日本円で決済される。

このように、SIC19 では日本円を例として機能通貨を決定する指標を4つ並列的に列挙している。つまり、SIC19 における4つの指標には、優先順位はなく、各取引において表示に用いられる通貨に焦点をあてていることが特徴としてあげられる。なお、ここではこの指標はあくまでも日本円が機能通貨として使用される可能性のある状況を例示したものであり、包括的チェックリストとして企図していないことが強調されている (IASB [2003] ¹⁾ pars.IN7, BC5)。

2. SFAS52 における機能通貨の決定要因

1981年にFASBより公表されたSFAS52において、外貨換算史上初めて機能通貨アプローチが提案され、基準として採用された。SFAS52によれば、機能通貨とは、企業が事業活動を行う一次的な経済環境の通貨であり、通常、企業が主としてその中で現金を稼得し、かつ費消している環境の通貨をいう (FASB [1981] ⁸⁾ pars.39, 162)。

SFAS52では、機能通貨を決定する際には、次に示す6つの経済的事実に応じて、その他の事実を個別のかつ全体的に考慮するべきであるとして、一般的指針を提示している。しかし、各指標が混在して明確に機能通貨を決定することが困難な場合には経営者の判断が必要となる。そのため、経営者はその事業の経済的結果を最も忠実に反映し、SFAS52の換算目的を最もよく達成する機能通貨を選択しなければならない。なぜなら、経営者は機能通貨の決定に関連する事実を入手可能であることから、事実と反しない限り、経営者の判断が不可欠であり最も重要であるとする (FASB [1981] ⁸⁾ pars.41-42)。

(a) キャッシュ・フローの指標

- 1) 在外事業活動体の属する国の通貨 (現地通貨) : 在外事業活動体の個々の資産・負債に関連するキャッシュ・フローが基本的に現地通貨であって、親会社のキャッシュ・フローに直接的な影響を及ぼさない場合
- 2) 親会社の属する国の通貨 (本国通貨) : 在外事業活動体の個々の資産・負債に関連するキャッシュ・フローが常時、親会社のキャッシュ・フローに直接的な影響を与え、かつ親会社への送金にいつでも使用可能な状況にある場合

(b) 販売価格の指針

- 1) 現地通貨 : 在外事業活動体の製品・商品の販売価格が短期的に為替レートの変化に感応することなく、現地国の国内競争や政府規制にしたがい決定される場合
- 2) 本国通貨 : 在外事業活動体の製品・商品の販売価格が短期的に為替レートの変化に

感応しやすい、例えば販売価格が世界的競争や国際価格により決定される場合

(c) 販売市場の指標

- 1) 現地通貨：在外事業活動体の製品・商品について輸出が相当額あっても、現地国内に活発な販売市場がある場合
- 2) 本国通貨：販売市場が主に親会社の属する国に存在するか、または販売契約が本国通貨建てである場合

(d) 費用の指標

- 1) 現地通貨：在外事業活動体の財貨や役務に関する労務費、材料費、その他の原価（部分的に輸入に依存していても）の大半が当該現地国内で調達される場合
- 2) 本国通貨：上記費用の大部分が、継続的に親会社の属する国から調達されたものである場合

(e) 財務の指標

- 1) 現地通貨：借入が主に外貨建てである場合、または在外事業活動体の事業活動から稼得される資金が、既存のあるいは通常予想される債務の返済に十分である場合
- 2) 本国通貨：借入が主として親会社に依存するかあるいはドル建ての債務である、または在外事業活動体の事業活動から稼得される資金が、親会社からの追加資金の投入なしには既存のあるいは通常予想される債務の返済に不十分である場合¹⁰⁾

(f) 関係会社間の取引と取決めに関する指標

- 1) 現地通貨：在外事業活動体と親会社の間に関係会社間取引が少なく、また両者の事業活動の間にも広範にわたる相互依存関係がみられない場合¹¹⁾
- 2) 本国通貨：在外事業活動体と親会社の間に関係会社間取引が大量にあり、広範にわたる相互依存関係がある場合
在外事業活動体が単に持株や債務負担や無形資産保有目的のための実体のない会社であり、いつでも簡単に親会社なり他の関係会社の帳簿上に書き換えられる場合

このように、SFAS52 では機能通貨の決定について 6 つの指標を提示し、機能通貨として本国通貨が選択される場合と現地通貨が選択される場合について、各指標における事例を列挙している。この 6 つの指標には優先順位がなく、機能通貨を決定するにはこれらの指標が個別的かつ全体的に考慮されることが強調されている（FASB [1981]⁸⁾ par.42, FASB [2005]¹²⁾ par.7)。さらに、機能通貨の決定において、その事業活動の経済的結果を最も忠実に反映し、SFAS52 の換算目的¹³⁾ を最もよく達成することが強調されている。

3. IAS21 における機能通貨決定の特徴

ここでは、SIC19 と SFAS52 における機能通貨の決定要因および指標と IAS21 のそれらを比較

することから、IAS21における機能通貨決定の特徴について明らかにする。

SIC19、SFAS52、IAS21における機能通貨の決定要因および指標について相違点をあげると、①決定指標の数とその内容、②決定指標の優先順位の有無、③決定要因において重視される観点の相違という3点があげられる。まず、①決定指標の数とその内容の相違について、IAS21の指標を軸に整理すると、表1.のとおりである。

表1.から、IAS21がSIC19とSFAS52の指標を参考にしていることは明らかである。SIC19の4つの指標は、すべてIAS21の第一要因と第二要因に組み込まれている。しかし、SFAS52の指標のうち、(c)販売市場の指標（主たる販売市場がある国の通貨を機能通貨とする指標）は、IAS21には組み込まれていない内容である。また、IAS21では追加要因の(a)在外事業活動体の事業活動が報告企業から独立性を有しているかどうかという指標が示されているが、SFAS52ではこの独立性の有無は、決定指標の1つではなく機能通貨を決定する鍵概念（一般に、本国主義や現地主義と呼ばれる考え方）であり、付録Aで示された6つの指標はこの独立性の有無を判断するためのものとして位置づけられていると解釈できる¹⁴⁾。このことから、IAS21やSIC19と異なり、SFAS52では機能通貨として現地通貨が選択される場合と本国通貨が選択される場合とを対比する形で機能通貨の決定指標が列挙されていると解される。

表1. 機能通貨決定指標の比較表 (IAS21・SIC19・SFAS52)

IAS21の指標（8個）	SIC19（4個）	SFAS52（6個）
第一要因		
(a) 販売価格①：表示通貨と決済通貨	3 (a)	(b)
(a) 販売価格②：競争力と規制により決定される国の通貨	3 (b)	(b)
(b) 費用：労務費・材料費等	4	(d)
第二要因		
(a) 財務活動：資金調達通貨	1	(e)
(b) 収益の留保	2	—
追加要因		
(a) 在外事業活動体の事業活動の独立性・依存性	—	—
(b) 関係会社間取引の頻度	—	(f)
(c) キャッシュ・フローの影響	—	(a)
(d) 財務活動：債務の返済可能性	—	(e)

注：該当する指標がない場合は「—」と記す。

次に、②決定指標の優先順位についてみると、IAS21では8つの決定指標に優先順位が付された階層構造をもつものに対して、SIC19とSFAS52の指標にはこのような順位付けはみられない。換言すると、IAS21における決定要因の階層構造とは、第一要因が優先的に考慮され、その結果機能通貨が決定されない場合に第二要因が考慮され、それでもなお決定されない場合に追加要因

が考慮されることを意味する。一方、SFAS52 では決定指標について個別のかつ全体的に考慮されるべきことが強調されている。このように、IAS21 は全体的にこれら指標を考慮するのではなく、個別に特定指標（第一要因）を考慮することを意図しているのである。なお、IAS21 では、指標に優先順位を設けた理由として、第二要因と追加要因の指標は、企業が事業活動を行う主たる経済的活動に連動していないこと、あくまでも機能通貨を決定するための追加的裏付けとなる証拠を提供していることがあげられている（IASB [2003] ¹⁾ par.BC9) ¹⁵⁾。

最後に、③決定要因において重視される観点について各公表物を比較すると、SIC19 では取引価格が表示される通貨に重きが置かれているのに対して、IAS21 では取引価格を決定する基礎となる経済環境に重きが置かれている（IASB [2003] ¹⁾ pars.IN7, BC5)。また、SFAS52 では提示される指標に優先順位はみられないものの、換算目的を重視すること、そしてその目的では為替レートの変動が影響を及ぼす企業のキャッシュ・フローに重きを置いていることから、機能通貨の決定においてもキャッシュ・フローの指標が重視されていると推察される。これに対して、IAS21 では第一要因に含められた販売価格と費用の指標が重視されている（Holgate and Fuchs [2007] ¹⁶⁾ pp.9,62)。

以上のことから、IAS21 における機能通貨決定の特徴として、次の3つがあげられる。第1に、在外事業活動体の事業活動の独立性あるいは依存性は、追加要因における指標の1つであり、機能通貨の決定に直接的に寄与する指標ではないこと、第2に、各指標は階層化されており、要因ごとに各指標は個別に考慮されることが企図され、全体的に考慮されることは企図されていないこと、そして第3に、販売価格と費用の指標が重視されるとともに、それら価格の表示に用いられる通貨ではなく、それら価格に影響を与える経済環境の通貨が重視されていることである。

以下、2010年に投資持分会社の機能通貨決定に関して議論されたIFRICのスタッフペーパーを手掛かりとして、上記のような特徴をもつIAS21の機能通貨決定方法の問題点について検討する。

IV. IFRIC スタッフペーパーの概要

IFRICは、2010年1月のIFRIC会議において、投資持株会社の機能通貨の決定指針に関する要請を受け議論を行った（IFRIC [2010] ¹⁷⁾ pars.1-2)。この議論は、同年3月の会議においても再検討されたが、結論は同じく、IFRICではこの問題を解釈指針ではなくむしろ適用指針として扱うものであることから、アジェンダに追加しないことを決定した（IFRIC [2011] ¹⁸⁾ p.38, Grant Thornton [2010a] ¹⁹⁾ [2010b] ²⁰⁾）。以下、IFRICのスタッフペーパーを通じて、かかる問題が申請された経緯および内容、とIFRICによる評価について概観する。

1. 経緯

自身で実質的事業活動を行わない投資持分会社にとっては、IAS21 の第一要因の指標（主に販売や販売費用に影響を及ぼす通貨）に基づいて、その機能通貨を決定することが適切でない場合がある。つまり、現行の IAS21 には、この種類の企業の機能通貨を決定する際の直接的指針が提供されていないという問題点がある。具体的に、次のような香港市場の上場投資持分会社の機能通貨決定に関して異なる 2 つのアプローチが観察されるという指摘がある（IFRIC [2010] ¹⁷⁾ pars.A6-A7）。

- (a) 香港の証券取引所に上場し、香港あるいはその他の場所（ケイマン諸島やバミューダなど）で設立されている投資持株会社である。
- (b) 普通株式資本と投資持株会社の借入は、すべて香港ドル（HKD）建てである。
- (c) 投資持株会社には、HKD で決済されるいくつかの管理費と現地費用が生じる。この費用には、主に役員報酬、限られた労務費やオフィスの賃貸料が含まれる。
- (d) 投資持株会社の主要資産は子会社への投資である。その持株会社のすべての事業子会社は中国本土で事業活動を行い、それらの機能通貨は人民元（RMB）である。持株会社は RMB に関する通貨制限のために RMB の債務を有しておらず、そして RMB の現金預金を保持するのに相当の限定された能力が必要となるため、子会社から受け取る配当収入は、HKD で受け取るまたは領収証上は HKD へと変換されているかのいずれかとなる。

上記の状況にあることが通常である投資持分会社の機能通貨として、HKD が選択されるケースと、RMB が選択されるケースが存在するという実務上の多様性について解決することが IFRIC に要請されたのである（IFRIC [2010] ¹⁷⁾ pars.5,A8-A12）。

要するに、上場された投資持株会社の機能通貨の決定について、その子会社が事業活動を行う司法権の外部に設立された場合、特定の司法権のもと異なる実務が存在する場合に、子会社の基礎にある経済的環境がその機能通貨の決定の際に考慮されるかどうかについて明確にすることが IFRIC に要請されたのである（IFRIC [2010] ¹⁷⁾ pars.3-4）。

2. 2つの案に対する見解と論拠

上述したように、投資持株会社の機能通貨について 2 つの案が示されている。A 案によれば、投資持株会社の属する司法権にある現地通貨（HKD）を、機能通貨として選択することになる。というのは、この通貨が当該会社の営業費用の表示通貨であり、その子会社から配当を受け取る際の通貨であるとともに資金調達の際の通貨であるためである。これに対して、B 案によれば、投資持株会社の子会社の属する司法権にある現地通貨（RMB）を、その機能通貨として選択することになる。なぜなら、この通貨が収益の主な源泉である持株会社が受け取る配当収入に影響を

及ぼす環境の通貨であるからである (IFRIC [2010] ¹⁷⁾ par.5)。

ここでは、この2つの案に対する見解およびその論拠について、この問題の申請者側と IFRIC スタッフ側に区別して概観する。

a. 申請者の見解と論拠

まず、投資持株会社の機能通貨として HKD を選択する A 案についてみる。A 案の支持者によれば、そもそもその子会社の事業活動に依存している投資持分会社は IAS21 の適用範囲外と考えられる。強いて言えば、IAS21 第 11 項における機能通貨の決定指標が適用可能であるが、その指標はグループ企業（報告企業）の機能通貨の属性をその子会社等との関連性から決定することは想定されておらず、在外事業活動体の機能通貨を報告企業との関連性から（報告企業から在外事業活動体への下方向へ）と決定することしか想定されていない。しかも、IAS21 の第 17 項にしたがえば、投資持株会社はグループ企業の一企業としてみなされ、その上でその機能通貨を決定する必要がある。そのことから、彼らは IAS21 第 11 項の (a) における指標を援用し、投資持株会社が中国本土で事業活動を行っていないことに着目して RMB ではなく、その営業費用（少額の場合もあるが）や資金調達のコストとして HKD が用いられているという特定の事実から、HKD がその機能通貨として識別されるとする (IFRIC [2010] ¹⁷⁾ par.8)。

次に、投資持株会社の機能通貨として RMB を選択する B 案について取りあげる。B 案の支持者によれば、投資持分会社の主な収入源泉は、その子会社からの配当であり、それは中国本土の経済に大きく依存している。そのため、その機能通貨は RMB であるとする。彼らは、IAS21 の機能通貨決定指標が階層構造にあり、第一要因の指標を他の指標よりも優先的に考慮する必要があるという IAS21 の第 12 項の規定に着目して、この案を主張する。さらに、IAS21 の第 17 項によれば、取引の価格を表示する通貨ではなく取引の価格を決定する経済の通貨が重要であるとして、子会社からの配当を表示する通貨は、投資持株会社の機能通貨を決定する際の決定的要因とはならないことを指摘する。つまり、投資持株会社は子会社をコントロールし、彼らの望む通貨で支払われる配当金を決めることができるからである。そして同様の理由から、子会社に対する投資ファンドのコストであることを唯一の根拠に、投資持分会社の機能通貨を決めるべきではないと主張する。要するに、彼らは、IFRIC が IAS21 に関して投資持株会社の機能通貨を決定する際に子会社の基盤となる経済環境を考慮すべきかどうかの明確な指針を提供していないことに問題があると指摘するのである (IFRIC [2010] ¹⁷⁾ pars.A10-A12)。

b. IFRIC スタッフの見解と論拠

A 案と B 案に対する IFRIC スタッフの見解とその論拠について考察する。IAS21 では子会社の延長上にあるとみなされる投資持株会社は、その範囲に含まれていない。つまり、IAS21 の第 11 項にしたがえば、機能通貨の属性は、親会社から子会社へと下方向に適用され決定されること

になり、その逆はない。しかしながら、スタッフは、この第 11 項が持株会社の機能通貨を参考に在外事業活動体の機能通貨の決定をするのであれば、これから類推して持株会社の機能通貨の決定も在外事業活動体の機能通貨により影響を受けることになると思う（IFRIC [2010] ¹⁷⁾ pars.10-11）。

特に、第 11 項では在外事業活動体の機能通貨が報告企業の機能通貨と同じであるべきかどうかについて 4 つの指標が明示されている。一般に、持株会社とその子会社は、両者の事業活動方法は高度に統合され、頻繁に内部取引が行われ、そしてキャッシュ・フローと資金調達の共依存の程度が相当である場合、報告企業とその子会社が同じ機能通貨を有することは意味がある。しかし、通常、投資ファンド会社や持株会社は、自身で子会社を保有し管理するという事業活動を行っているため、この種の企業は少額の営業費用と彼らの行う投資からの配当として収益の大半を稼ぐ傾向にある（IFRIC [2010] ¹⁷⁾ pars.12-13）。

このような投資持分会社の事業活動の特徴に着目すると、事業活動の基本となる取引、事象、および状態の経済的効果を最も忠実に表わす通貨が機能通貨である（IASB [2003] ¹⁾ par.12）ことから、持株会社は異なる経済環境にある子会社を保有している場合、それぞれ異なる機能通貨をもつと考えられる（A 案を支持）。その一方で、当該子会社が所与の年度において他の子会社よりも業績が良い場合、より多くの配当の支払いを実質的に公表することから、その子会社の機能通貨が持株会社の収益に最大の影響を与えることになる。よって、持株会社がその子会社と同じ機能通貨を有するべきであるという見解も妥当である（B 案支持）とする（IFRIC [2010] ¹⁷⁾ par.15）。

しかしながら、この考え（B 案）に基づくと、異なる機能通貨をもつ他の子会社が最大の配当の支払いを公表した場合、次年度以降に持株会社の機能通貨は変更することになる。ところが、IAS21 の第 36 項において機能通貨の変更は、当初にその機能通貨を決定した基本となる取引、事象および状態が変更する場合を除き、行われるべきではないとするため、企業の機能通貨が毎年変更することは IAS21 の意図ではないと考える（IFRIC [2010] ¹⁷⁾ par.16）。

上記の内容に加えて IAS21 ではグループ機能通貨の概念を取り扱っていないこと（IASB [2003] ¹⁾ par.BC12）を論拠に、IFRIC のスタッフは IAS21 の第 11 項の指標の適用を上方向に（“upstream”）援用することが効果的であるとして A 案を支持し、現地通貨で事業活動および経営の意思決定そして資金調達を行うとともに、その子会社からかなりの程度独立して経営を行っている持株会社の機能通貨は、HKD であるとした。最後に、このように企業の機能通貨を決定するのに必要な判断には、すべての事実と環境が考慮されるべきである点が強調されている（IFRIC [2010] ¹⁷⁾ pars.16-17）

3. IFRIC による評価

新たな問題を IFRIC のアジェンダにおいて取りあげてもらうためには、申請用のテンプレート

がある。それによれば、申請者は、①問題点、②現在実務上での多様性そして③5つのアジェンダ規準にしたがって、この問題を IFRIC に取りあげる理由を明記しなければならない (IASB website²¹⁾)。これを受けて、IFRIC は投資持株会社の機能通貨の決定に関しても、アジェンダ規準を満たしているのかどうかについて評価を行っている。その結果は、以下のとおりである (IFRIC [2010]¹⁷⁾ par.18)。

- (a) この問題は広く普及した問題ではなく、ある一定地域にしか観察されないこと²²⁾。
- (b) この問題により、持株会社の財務諸表にある程度の実務上の多様性が生じること。
- (c) 会計処理の多様性をなくすことにより財務報告が改善される場合があるが、IAS21 は機能通貨の決定に関して経営者の「判断」が要請されることをすでに明らかに認識していることから、機能通貨の決定に関する多様性は常に存在する可能性があること。
- (d) この問題は解釈指針書として展開するには狭すぎる。既存の指針が、投資持株会社のような企業の機能通貨を決定する際に考慮されるべき指標の適用指針となること。
- (e) この問題を取り扱う IASB プロジェクトは現在存在しないこと。

以上の評価結果を踏まえ、IFRIC はこの問題を解釈指針ではなくむしろ適用指針として扱うものであることから、アジェンダに追加しないと決定した (IFRIC [2010]¹⁷⁾ par.19)。そして、投資持分会社か、あるいはその他の業態の企業であるかどうかにかかわらず、すべての企業は IAS21 を適用し、経営者の判断を通じてその機能通貨を決定し、その判断内容については IAS 第 1 号「財務諸表の表示」(IASB [2007]²³⁾) にしたがって開示することが要請されている (IFRIC [2011]¹⁸⁾ p.38, Grant Thornton [2010a]¹⁹⁾ [2010b]²⁰⁾)。

V. むすびにかえて—IAS21 の機能通貨決定方法の問題点—

本節では、以上の結果を踏まえて IAS21 における機能通貨の決定方法の問題点を明らかにする。まず、IFRIC スタッフペーパーで取りあげられた投資持分会社の機能通貨決定を巡る議論を手掛かりに、IAS21 の指標に関する問題点と、その指標の階層構造に関する問題点とに区分して、IAS21 の機能通貨決定方法の問題点を明らかにする²⁴⁾。

IAS21 の指標に関する問題点を整理すると、次の 2 つの点があげられる。1 つは、IAS21 の指標が財貨および役務を提供する製造業向けの指標である点と、もう 1 つは、IAS21 の第 11 項の指標が在外事業活動体の事業活動から報告企業の機能通貨の属性を上方向に決定する指標ではない点である。IFRIC は投資持分会社の機能通貨の決定に関する指標が IAS21 において明記されていない理由として前者の問題点を指摘する。また、申請者の指摘から IFRIC は後者についても認めている。しかし、IFRIC は IAS21 の第 12 項では、指標が絡み合い機能通貨が明らかとならない場合、

経営者は基本となる取引、事象および状況の経済的効果を最も忠実に表わす機能通貨を決定するために判断を行使しなければならないことが要請されていること、そして、第 11 項の指標が下方向に在外事業活動体の機能通貨の属性を決定することが可能であれば、その逆も可能であるとして、かかる指標を援用できると結論づけている。このことは、今後 IAS21 において想定されない業種や業態の企業がその機能通貨を決定する際に、既存の指標よりも経営者の判断を重視する可能性や、既存の指標を拡張するなど多様な解釈が生じる可能性を示唆している。

次に、IAS21 における指標の階層構造に関する問題点について取りあげる。申請者によると、厳密に IAS21 の規定にしたがえば、優先して第一要因（第 9 項）の指標を適用するとともに、機能通貨は販売価格や諸費用を決定する経済環境の通貨であることに着目する必要がある。そのため、IFRIC において問題となる投資持分会社の機能通貨は RMB となるとする。しかしながら、IFRIC は、この方法にしたがえば毎期機能通貨を変更するという IAS21 の意図からかい離する会計実務が行われる可能性があるため、この第 9 項の指標を優先適用することよりも、その子会社の事業活動との関連性（独立性）に着目して第 11 項の追加要因における指標を援用し、機能通貨として HKD が望ましいという見解を示している。しかもその際 IFRIC は、機能通貨の選択には全体的な判断が必要である旨を強調しているのである。このように IFRIC では、第一要因よりも追加要因の指標を優先して用いられるとともに、IAS21 の決定指標を全体的に判断する必要性が強調されている。このことは、IAS21 の特徴の 1 つである指標の階層構造の意義を不明瞭にさせ、形骸化させる可能性を示唆しており、実務適用上の混乱と多様性という問題を生じさせる可能性を含んでいる。

以上要するに、IAS21 の機能通貨決定の特徴として、①在外事業活動体の事業活動の独立性あるいは依存性は、追加要因における指標の 1 つであり、機能通貨の決定に直接的に寄与する指標ではないこと、②要因ごとに各指標は階層化されており個別的に考慮されること、③販売価格と費用の価格に影響を与える経済環境の通貨が機能通貨の帰属を考える際に重視されることを指摘したが、IAS21 の機能通貨決定方法はこれらの特徴をもつがゆえに問題を生じさせているのである。しかも、その問題に対する IFRIC の対応が、今後更なる問題を生じさせる可能性を含んでいるのである。

最後に、IFRIC がこの問題をアジェンダに追加しない理由の 1 つとして、機能通貨の決定に関して多様性が生じることや判断が必要となることは、IAS21 においてすでに織り込み済みである点を指摘した点に注目したい。なぜなら、その際に IFRIC が、多様性の排除により財務報告の有用性が改善することを認めながらも、この問題における多様性は必然であり、それは判断の行使とその開示により解消されるという考えを示しているからである。そもそも、IAS21 の 2003 年改訂を促した IASB 改善プロジェクト²⁵⁾では多様性を排除することが要請されていた。この点に着目する限りにおいて、実務上の多様性は、それに関連する判断を開示することにより容認される

べきものであろうか、IASB の基準設定を指向する考え方である原則主義との関連において考慮されなければならない問題である。この点については、今後の検討課題としたい。

謝辞

本稿は流通科学大学特別研究費（2010年度）の支援を受けて行った研究の一部である。

引用文献、注

- 1) International Accounting Standards Board (IASB) [2003] International Accounting Standard 21 (revised 2003), *The Effects of Changes in Foreign Exchange Rates*, IASB.
- 2) 2001年に国際会計基準委員会 (IASB) から IASB への改組に伴い、解釈指針委員会 (SIC) は IFRIC へと継承された。
- 3) Deloitte の Poole [2010] や BDO の Buchan [2010] は、IFRIC に対してこの問題をアジェンダに追加するように再検討する必要性を述べたコメントを出している。Poole, Veronica [2010] *Comment for IFRIC Tentative agenda decision – Determining the functional currency of an investment company*, Deloitte IAS PLUS (<http://www.iasplus.com/dttletr/1002ifricias21.pdf>) . Buchanan, Andrew [2010] *Comment for IFRIC Tentative agenda decision – Determining the functional currency of an investment company*, BDO (<http://www.bdointernational.com/Services/Audit/IFRS/Comment-Letters-on-IFRS-Standard-Setting/SiteAssets/Pages/IFRIC-Tentative-agenda-decision---determining-the-functional-currency-of-an-investment-holding-company/BDO%20Comment%20Letter%202010%2001.pdf>) .
- 4) 従来、1993年に改訂された旧 IAS21 (IASB [1993]) では「報告通貨」という用語が使用されていたが、IAS21ではその代わりに「機能通貨」と「表示通貨」という用語が使用されている (IASB [2003]¹⁾ par. IN6)。International Accounting Standards Committee (IASB) [1993] International Accounting Standard 21 (revised 1993), *The Effects of Changes in Foreign Exchange Rates*, IASB.
- 5) なお、在外事業活動体に対する報告企業の正味投資額の一部を構成する貨幣性項目を換算する際に生じる為替差額は、報告企業の個別財務諸表上では損益として認識されるが、連結財務諸表等上では株主持分として認識される。そして、かかる正味投資額が処分される時に、当該為替差額は損益として認識される (IASB [2003]¹⁾ par.32)。
- 6) ただし、超インフレーション経済下の通貨を機能通貨とする場合は、まず IAS 第 29 号「超インフレ経済下における財務報告」(IASB [2008]) により修正表示され、その後、すべての項目 (資産・負債・株主持分・収益・費用) が CR で換算されることになる (IASB [2003]¹⁾ pars.42-43)。IASB [2008] IAS29 (amended by *Improvements to IFRSs in 2008*), *Financial Reporting in Hyperinflationary Economies*, IASB.
- 7) Standing Interpretations Committee (SIC) [2000] Interpretation SIC19, *Reporting Currency – Measurement and Presentation of Financial Statements under IAS21 and IAS29*, IASB, SIC.
- 8) Financial Accounting Standards Board (FASB) [1981] Statement of Financial Accounting Standards No.52, *Foreign Currency Translation*, FASB. なお、現在 SFAS52 は、2009年の会計基準のコード体系化 (Codification) に伴い、Accounting Standards Codification (ASC) 830 *Foreign Currency Matters* に置き換えられている。
- 9) 山田辰巳 [2002] 「IASB 会議報告 (第 7 回会議)」『JICPA ジャーナル』No.560, pp.98-106.

- ¹⁰⁾ ただし、在外事業活動体が事業を拡大するために親会社から資金を導入し、しかも拡大した事業から稼得される資金で十分追加借入を返済すると予想される場合には、その事業拡大のために親会社から追加された資金投入はこの指標の要因とはみなさない (FASB [1981] ⁸⁾ par.42)。
- ¹¹⁾ しかし、在外事業活動体の事業活動が親会社や別の関係会社の特許や商標のような競争力のある特権に依存している等の関係があったとしても、それは問題なしとする (FASB [1981] ⁸⁾ par.42)。
- ¹²⁾ FASB [2005] Board Meeting Handout, *First-Time IFRSs Adopters—Agenda Decision*, October 19 2005, pp.1-15, (<http://www.fasb.org/10-19-05.pdf>) .
- ¹³⁾ SFAS52 の換算目的とは、(a) 為替レート変動が企業のキャッシュ・フローおよび持分に与えるものと予期される経済的効果と一般的にいつて首尾一貫した情報を提供すること、(b) 米国 GAAP にしたがって機能通貨で測定された個々の連結事業単位の財務成績や項目間の相互関係を連結財務諸表上に反映することである (FASB [1981] ⁸⁾ par.4)。なお、FASB は目的 (a) を基本的目的として採用している (FASB [1981] ⁸⁾ par.71)。
- ¹⁴⁾ SFAS52 では、在外事業活動体の事業活動が独立的に行われている場合に現地通貨が機能通貨となるが、親会社に従属して行われている場合には本国通貨が機能通貨となることが明記されている (FASB [1981] ⁸⁾ par.6)。
- ¹⁵⁾ 2002 年に公表された公開草案「会計基準書の改善」(IASB [2002]) においても、IAS21 の 8 つの指標は各要因ごとに区分され表示されているが、その本文において現行基準のように第二要因および追加要因の指標よりも第一要因の指標を優先する旨の記載はみられない (IASB [2002] pars.10,Appendix)。IASB [2002] Exposure Draft of Proposed, *Improvement to International Accounting Standards*, IASB.
- ¹⁶⁾ Holgate, Peter and Richard Fuchs [2007] *Similarities and Differences – A comparison of IFRS and US GAAP – October 2007*, Price Waterhouse Coopers, pp.1-77, (http://www.knowledgelaunch.com/interactive_ifrs/flash_content/pdf/ifrs_gaap.pdf) .
- ¹⁷⁾ International Financial Reporting Interpretations Committee (IFRIC) [2010] IFRIC Staff Paper of IFRIC Meeting in January 2010, *Tentative agenda decision –Determining the functional currency of an investment company*, IASB, IFRIC, pp.1-13, (<http://www.iasb.org/NR/rdonlyres/1E8AC0DE-C29B-4D49-B3FD-42139C50A860/0/1001ap13obsIFRICIAS21funccurrencyofinvestholdco.pdf>) .
- ¹⁸⁾ IFRIC[2011]*IFRIC – Items not taken onto the agenda (with final decisions published)*, *Starting from February 2005 (IAS 1 – IAS 41)* (IFRIC UPDATE) , IASB, IFRIC, pp.1-95, (http://www.ifrs.org/NR/rdonlyres/329E7F79-0165-4711-AC9A-0907169FC7DA/0/IFRICitemsnottakenontoagendaIAS1_IAS41Jul11.pdf) .
- ¹⁹⁾ Grant Thornton [2010a] *On the Horizon for IFRS*, February 16 2010, Grant Thornton, pp.1-17, (http://www.grantthornton.com/staticfiles/GTCom/Audit/Assurancepublications/On%20the%20Horizon%20on%20IFRS/2010/OTH_2_16_10_IFRS.pdf) .
- ²⁰⁾ Grant Thornton [2010b] *On the Horizon for IFRS*, April 21 2010, Grant Thornton, pp.1-17, (http://www.gt.com/staticfiles/GTCom/Audit/Assurancepublications/On%20the%20Horizon%20on%20IFRS/2010/OTH_4_21_10_IFRS.pdf)
- ²¹⁾ IFRIC のデュ・プロセス (Interpretations process) については以下の IASB のサイトを参照されたい。
IASB website: <http://www.ifrs.org/How+we+develop+Interpretations/Propose+an+agenda+item.htm>

- 22) このように IFRIC はこの問題をアジェンダに追加しない理由として、この問題が一部の地域にのみ観察されるものであり、広く一般に観察される問題ではないという点をあげているが、これに対して Deloitte の Poole [2010]³⁾ や BDO の Buchan [2010]³⁾ は、アジア太平洋地域をはじめドイツ、カナダ そしてオーストラリアでも観察される問題であるというコメントを IFRIC に提出し、この問題をアジェンダに追加すべきことを要請している点に留意する必要がある。
- 23) IASB [2007] IAS1 (revised 2007) , *Presentation of Financial Statements* ,IASB.
- 24) IAS21 の指標自体への問題点と階層構造の双方に対する問題提起が、Deloitte の Poole [2010]³⁾ によりなされている。投資持分会社の機能通貨の決定に関する問題の本質は、機能通貨をその子会社の事業活動内容あるいはその独立性に着目して決定されるべきかという点にあるにもかかわらず、IAS21 では優先されるべき第一要因（第9項）に当該子会社の事業内容あるいは独立性についての指標がないとともに、それに関連する指標を示す第11項では、そもそも下方向による機能通貨決定しか想定されていないことを指摘する。
- 25) IAS21 が 2003 年に改訂された経緯として、2001 年から開始された IASB 改善プロジェクトによるところが大きい。このプロジェクトの内容とは、①選択肢の削除、②不整備な点の改善、③指針の強化、④開示の強化、⑤SIC の透明性を高め、関連する基準書に組み込むこと、⑥言い回しの改善をさす（矢農 [2002] pp.107-108）。IAS21 が 2003 年に改訂された経緯と変更点の詳細については井上 [2009] を参照されたい。矢農理恵子 [2002] 「新 IASB 及び改善プロジェクト」『JICPA ジャーナル』No.560, pp.107-109. 井上定子 [2009] 「IAS21 改訂の経緯と変更点」『流通科学大学論集—流通・経営編』第 22 巻第 1 号, 流通科学大学 学術研究会, pp.187-203.